



深谷市大学等入学資金融資制度のお知らせ

(埼玉りそな銀行と提携)

深谷市では、大学などへ入学する方の世帯の経済的負担を軽減し、教育の振興に資するため、令和7年度に大学などへ入学する方の保護者に対して入学に必要な資金の融資あっせんをしています。

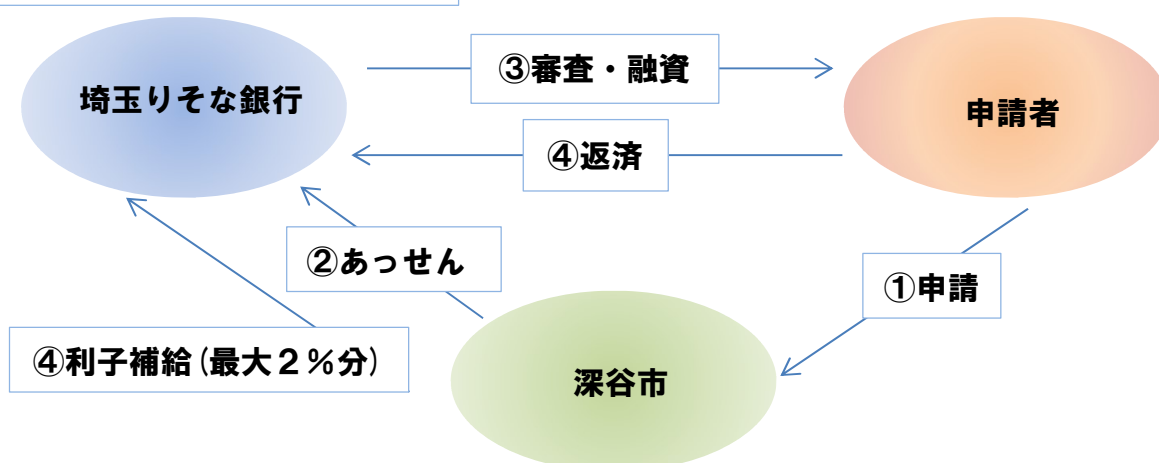
指定の取扱金融機関から融資を受けた場合には、利子の一部を助成します。



具体的におしえて！おねぎしま～す Y(o0ω0o)Y

☞大学・短大・専門学校への入学が決まっている方の保護者に対して、入学に必要な資金の融資のあっせんをします。融資が決まった場合、利子の一部を市が負担します。

申請～利子補給までの流れ



200万円融資してもらいたいんだけど、どれくらい利子の補助が受けられるのかな Y(o0ω0o)Y?

☞市が補給する利子の額は、借入額の最大2%分なので、この場合4万円が補給の限度額となります。

利子の補助もしてもらえるのは助かるね！！ 利子の負担って意外と大きいからね。申請してみようかな～



☞詳しい条件や必要書類についてみましょう！

概要

対象となる資金	入学金、授業料、施設使用料
取扱い金融機関	埼玉りそな銀行 深谷支店
融資限度額	200万円
返済期間	1年以上10年以内（1年単位）
元金据置期間	最短修業年限内でかつ、4年を最長（返済期間に含む）
市の利子補給率	据置期間中の借入額の年金利2%分

対象となる保護者

市の融資あっせん条件	融資条件
①市内に住所を有し、引き続き1年以上居住していること	①融資実行時の満年齢が20歳以上満66歳未満の方で、最終ご返済時の年齢が75歳未満
②学校教育法に規定する大学・短大・専修学校に入学が決まっている方の保護者であること	②前年度税込年収が200万円以上の方
③市税を滞納していないこと	③勤続年数または営業年数が原則として1年以上の方
④この融資以外に入学資金の融資を受けていないこと	④取扱金融機関指定の保証会社の保証および団体信用生命保険に加入できる方

※融資には上記のほか埼玉りそな銀行の審査があります。詳しくは、埼玉りそな銀行にお問い合わせ下さい。

提出書類

教育委員会教育総務課に用意してある書類	市役所総合窓口または岡部・川本・花園の各総合支所で取得できるもの	入学する大学などから取得するもの・その他
☐ あっせん申請書※	☐ 住民票（3ヶ月以内・世帯全員・本籍なし・原本）※	☐ 大学などの入学が決定していることを証明する書面の写し
☐ ローン借入申込書	☐ 市税に滞納がないことの証明書※	☐ 入学手続き時に納付する経費の内訳書の写し
☐ 団体信用生命保険申込書	☐ 印鑑証明書（3ヶ月以内・原本）	☐ 所得確認書類※次頁参照
☐ 個人情報に関する同意書		

※申請書に表記されている同意書に同意した場合、住民票及び市税に滞納がないことの証明書の提出は不要です。

※所得確認書類について

1. 給与所得者の方

①令和6年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書又は令和6年度所得証明書（原本）

②（令和7年1月以降の申し込みの場合）令和6年中の源泉徴収票の写し

2. 個人事業主の方

①令和5年分確定申告書の控え（付表付）の写し又は令和6年度市県民税申告書の写し
※収受印が押印されたものを提出して下さい。

②（令和7年3月16日以降申請の場合）令和6年分確定申告書の控え（付表付）の写し又は令和7年度市県民税申告書の写し

※市県民税申告書申告時に必ず写しをもらってください（別途手数料等がかかります）。
※収受印が押印されたものを提出して下さい。

③所得税納税証明書その1・2を令和3年・令和4年・令和5年分（原本）

※令和7年1月1日以降に申告した場合の確定申告書の控え（付表付）の写し又は令和7年度市県民税申告書の写しには、収受印が押印されている必要はありません。

3. 法人企業オーナーの方

上記1・2の書類に加えて以下の書類を提出

①法人税納税証明書その1・2を直近3年分（原本）

②法人の決算書を直近2年分（写し）

申請期間

申請期間は、令和6年12月2日（月）から令和6年4月25日（金）までです。

提出書類を全てそろえて申請期間内に、深谷市教育委員会教育総務課へ提出して下さい。郵送でも提出可能です。郵送の際は、必ず申請期間内に提出書類が届くようご注意ください。

○制度・あっせん条件に関すること○

深谷市教育委員会 教育総務課

〒366-8501 深谷市仲町 11-1

☎ 048-574-5811（直通）

○融資条件や所得確認書類に関すること○

埼玉りそな銀行 深谷支店

☎ 048-571-4111